**福井県立三方青年の家自動販売機設置事業者募集概要**

**１　公募物件**

自動販売機の設置に係る県有財産の貸付

**２　貸付物件**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 地域要件 | 所在地 | 施設名 | 設置場所 | 設置台数 | 貸付面積 |
| １ | Ａ | 三方上中郡若狭町鳥浜１２２－２７－１ | 福井県立三方青年の家 | エントランスホール | １ | ０．９０㎡（幅１．００m×奥行０．７５m +幅０．３０m×奥行０．５０m） |
| ２ | Ｂ | 三方上中郡若狭町鳥浜１２２－２７－１ | 三方青年の家 | エントランスホール | １ | ０．９０㎡（幅１．００m×奥行０．７５m +幅０．３０m×奥行０．５０m） |

※貸付面積には空き容器回収箱の設置面積を含みます。

**３　応募資格要件**

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（２）政令第167条の４第２項の規定に該当しない者（第２項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後２年を経

過した者を含む。）であること。

（３）県税の滞納がないこと。

（４）法人にあっては福井県内に事業所を置いていること。個人にあっては福井県内で事業を営んでいること。

（５）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。

（６）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定

による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われているもの

でないこと。

　（７）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

**４　応募条件（事業者の地域要件）**

　　　設置事業者の申込みについては次の２つの地域要件に区分するものとします。

　　＜地域要件Ａ＞

　　　福井県内に事業所を置いている法人。

　　＜地域要件Ｂ＞

本店の所在地が福井県内にある法人。福井県内で事業を営んでいる個人。

※地域要件Ａに該当する事業者は地域要件Ａの物件のみ応募可能です。

　　　地域要件Ｂに該当する事業者は地域要件Ａ、Ｂどちらの物件にも応募可能です。

**５　募集要項・契約条項等を配布する場所および日時**

（１）場所　福井県立三方青年の家　１階事務室（三方上中郡若狭町鳥浜１２２－２７－１）

（２）日時　令和４年２月２４日（木）から令和４年３月８日（火）まで（月曜等を除く開庁日）の９時～１２時、１３時～１７時

**６　応募申込書の提出方法**

持参または郵送による

**７　応募申込書の受付場所および日時**

1. 持参の場合

場　所　福井県立三方青年の家　１階事務室（三方上中郡若狭町鳥浜１２２－２７－１）

日　時　令和４年２月２４日（木）から令和４年３月８日（火）まで（月曜等を除く開庁日）９時～１２時、１３時～１７時

1. 郵送の場合

送付先　〒９１９－１３３１　三方上中郡若狭町鳥浜１２２－２７－１　三方青年の家

日　時　令和４年２月２４日（木）から令和４年３月８日（火）１７時までに必着のこと

※ 簡易書留または書留により送付してください。

**８　契約書の作成の要否**

　　要

**９　その他**

**・**貸付の詳細については配布する福井県立三方青年の家自動販売機設置事業者募集要項をはじめ公募関係書類を十分確認のうえ、応

募してください。

・貸付契約額は、応募申込書に記載された額に消費税等（※1）相当額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を減算して得た金額を応募金額（総額）欄に記載してください。

※ 消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税および地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消

費税

　**・**設置事業者の責に帰すべき理由または設置事業者の都合により契約解除した場合は、契約総額の１００分の１０に相当する額を違

約金として徴収しますのでご注意ください。

**10　問い合わせ先**

福井県立三方青年の家（三方上中郡若狭町鳥浜１２２－２７－１）

　　電話　０７７０－４５－０２２９